

第1回 八戸市教育振興基本計画策定委員会

日 時：令和5年8月8日（火）
13:30～15:00

場 所：本館3階 第二委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長挨拶
- 4 委員・出席者紹介
- 5 委員長及び副委員長の選任
- 6 議 事
 - (1) 計画策定にあたっての基本方針について
 - (2) 体系図について
 - (3) 基本施策について
 - (4) 骨子（案）について
 - (5) その他
- 7 閉 会

検討事項について

検討事項1 計画策定にあたっての基本方針

- 令和6年度～令和10年度(5か年)の計画とする。
- 教育大綱(第2期八戸市教育振興基本計画)の基本理念である「夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸」を引き継ぐものとし、現計画のさらなる改善を図り、当市の教育を推進する。
- 国の第4期教育振興計画を参考としながら、内容を検討する。
ただし、【国】の計画はモデルケースと捉え、市の第7次総合計画をはじめとする、各種市の計画等との整合性を図りつつ、八戸市の教育に必要な内容とする。
- 掲載する事業の精査を行い、内容は簡潔かつ分かりやすいものとし、当初の目的が達成された施策については、統合・廃止を含め検討する。

教育等の振興に関する総合的な施策の大綱について

1 趣旨

教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など、重要な権限を有する首長が大綱を策定することにより、教育行政への地域住民の意向のより一層の反映と、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

2 大綱の概要

項目	内容
策定主体	首長が策定
参考とする事項	国の教育振興基本計画
協議	策定・変更するときは総合教育会議において協議
主たる記載事項	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針
法律上の効果	首長と教育委員会それぞれに尊重義務
公表	策定・変更したときは遅滞なく公表
対象とする期間	首長の任期や国の教育振興基本計画の期間に鑑み、4～5年程度を想定
代替	地方公共団体の教育振興基本計画をもって大綱に代えることができる
その他	首長の大綱策定権限は、教育委員会の事務の管理・執行権限を与えたものではない

3 教育振興基本計画との関係

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3	教育基本法 第17条第2項
策定主体	首長（市長）	地方公共団体（教育委員会）
策定義務	義務付け	努力義務
内容	国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項に関する基本的な計画
計画期間	4～5年程度を想定	基準等なし （八戸市：H30～R5年度）
相互関係	<u>地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない</u> 平成26年7月文部科学省通知	新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましい

4 市の教育大綱と教育振興基本計画の取扱いについて

青森県や青森市をはじめ多くの自治体では、教育振興基本計画をもって教育大綱に代えることとしていることから、当市においても、総合教育会議に諮り同様の取扱いとしたい。

なお、教育に関する事務は、予算の編成・執行や条例提案など一部の事務を除き、独立の執行機関である教育委員会の権限に属しているが、子育てや文化・スポーツなど市長部局の業務の中にも、教育委員会との連携あるいは関連する事業があることから、教育振興基本計画の事業一覧内に関連事業をすべて掲載することとしたい。

検討事項2 体系図について

(1)教育の理念 「夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸」

※教育理念の意味について

「ふれあいが、感動を生み 感動が、大きな夢を はぐくみます。」

「夢は、生きがいを与え 行動の エネルギーとなり 意欲を高めます。」

「人は、夢に挑戦し より高きに向かって 生きることで より輝きます。」

(2)目指す教育の姿

自ら学び、心身ともに豊かに生きる教育

郷土を愛し、郷土とともに生きる教育

○上記方針は、第2期八戸市教育振興基本計画にも、用いられている。

○国の新たな計画における総括的基本方針は、

①「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」

②「日本社会に根差したウェルビーイング(※)の向上」

○①においては、新型コロナウイルス、異常気象、国際情勢の不安定化など、将来の予測が困難な時代においても、自らの力で課題を解決できる人材を育てる。

《社会の創り手となる人材の育成》

○②においては、多様な個人が、地域の中でつながりを持ちながら暮らすことにより、幸せや生きがいを感じるような社会を創る。

《地域や社会の中で感じる幸せや生きがいの醸成》

○これらの国の考え方を踏まえるとともに、これまで市が取り組んできた考えを継続することの重要性を考慮し、教育理念及び目指す教育の姿は第2期計画から変更しないものとする。

(※)身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来的にわたる持続的な幸福を含む概念

(3)構成について

○基本理念から具体の施策までの構成は、第7次総合計画の構成と類似していることから、体系図の変更は行わないこととする。

第2期教育振興基本計画 体系図

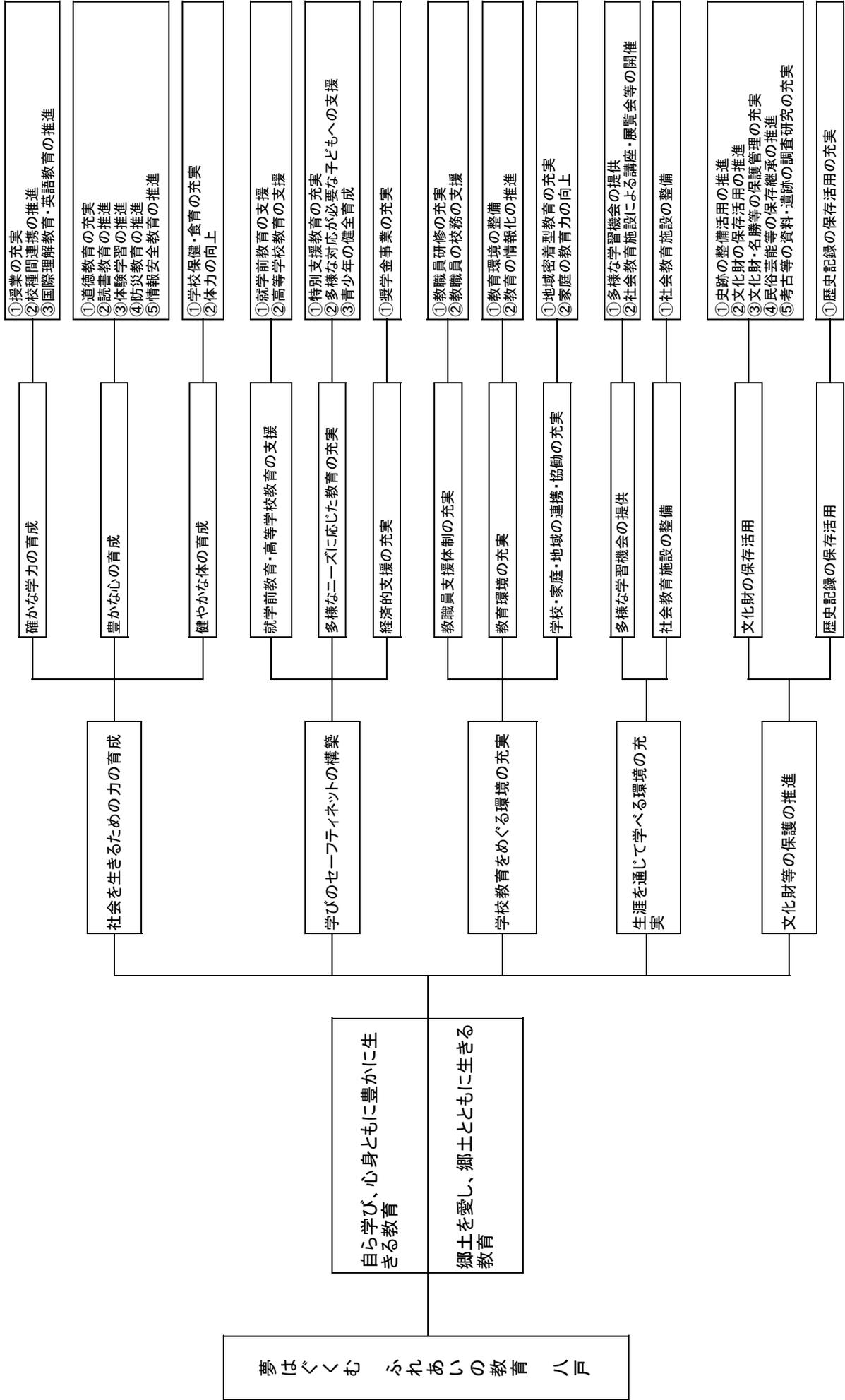
【基本理念】

【基本理念の目指す教育の姿】

【大施策：基本施策】

【中施策：施策の方向性】

【小施策：実施する施策】



第3期教育振興基本計画 体系図（案）

※第7次総合計画の体系との比較
《3つの行動指針》

【基本理念】

【基本理念の目指す教育の姿】

夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸

自ら学び、心身ともに豊かに生きる教育
郷土を愛し、郷土とともに生きる教育

国の第4期教育振興基本計画における総括的基本方針は「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」。国の方針を反映しつつ、明確でかつ継続性を持たせるため、市の基本方針は理念と同様変更しないこととする。

《政策》

【大施策：基本施策】

持続可能な社会を創る人材育成

学びの機会を確保する教育支援

教育の質の向上に向けた環境整備

生涯を通じて学び、活躍できる環境整備

文化財等の保護及びPRの推進

《施策の方向性》

【中施策：施策の方向性】

確かな学力の育成

豊かな心の育成

健やかな体の育成

多様な教育ニーズへの対応

教育支援の拡大

安全安心な質の高い教育環境の整備

教員の働き方改革の推進

教育DXの推進

地域一体となった教育力の向上

多様な学習機会の提供

社会教育施設の機能強化

文化財の保存活用

歴史記録の保存活用

《施策》

【小施策：実施する施策】

- ① 授業の充実
- ② 校種間連携の推進
- ③ 国際理解教育・英語教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 読書教育の推進
- ③ 体験学習の推進
- ④ 防災教育の推進
- ⑤ 情報安全教育の推進

- ① 学校保健・食育の充実
- ② 体力の向上

- ① 就学前教育の支援
- ② 高等学校教育の支援

- ① 特別支援教育の充実
- ② 多様な対応が必要な子どもへの支援
- ③ 青少年の健全育成

- ① 奨学金事業の充実

- ① 教職員研修の充実
- ② 教職員の校務の支援

- ① 教育環境の整備
- ② 教育の情報化の推進

- ① 地域密着型教育の充実
- ② 家庭の教育力の向上

- ① 多様な学習機会の提供
- ② 社会教育施設による講座・展覧会等の開催

- ① 社会教育施設の整備

- ① 史跡の整備活用の推進
- ② 文化財の保存活用の推進
- ③ 文化財・名勝等の保護管理の充実
- ④ 民俗芸能等の保存継承の推進
- ⑤ 考古等の資料・遺跡の調査研究の充実

- ① 歴史記録の保存活用の充実

各課から提案された事業一覧を精査し、施策の標記を決定

検討事項3 **基本施策について**

○市の計画における大施策(基本施策)は、国の計画における基本施策を参考にしつつ、市の基本理念及び目指す教育の姿を具現化するものとする。

○基本施策の基本的な考え方は、これまでの取組等を考慮し、以下の5分野に分類する。

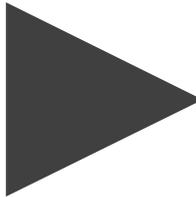
- ①人材育成
- ②教育支援
- ③教育環境整備
- ④生涯学習
- ⑤文化

○各課から提案された事業案を精査し、基本施策及び方向性の標記について、検討委員会において検討する。

国の教育政策の目標を参考にした市の基本施策案

【国の教育政策の目標】

- 1 確かな学力の育成、幅広い知識と共用・専門的能力・職業実践力の育成
- 2 豊かな心の育成
- 3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
- 4 グローバル社会における人材育成
- 5 イノベーションを担う人材育成
- 6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
- 7 多様なニーズへの対応と社会的包摂
- 8 生涯学び、活躍できる環境整備
- 9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
- 10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
- 11 教育DXの推進・デジタル人材の育成
- 12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
- 13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
- 14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働
- 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
- 16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ



【市の基本施策（案）】

《人材育成》

持続可能な社会を創る人材育成

《教育支援》

学びの機会を確保する教育支援

《教育環境整備》

教育の質の向上に向けた環境整備

《生涯学習》

生涯を通じて学び、活躍できる環境整備

《文化》

文化財等の保護及びPRの推進

検討事項4 骨子(案)について

○計画は、下記の基本構成とする。

- (1)教育を取り巻く環境・の変化・・予測困難な社会環境、少子高齢化や DX 社会の進展に伴う社会環境の変化等を説明

国の教育振興基本計画における課題等を参考に国や市の現状を記載する。

- (2)教育の基本理念を提示

基本理念に基づき、課題を乗り越えるための方向性を示す。

- (3)八戸市としての施策の方向性と今後の展開

基本理念を実現するために必要な施策や事業を、分野別に整理し記載する。

第7次総合計画との施策との関連性も考慮するとともに、今後の教育行政にかかる課題や目標等について記載する。

八戸市教育振興基本計画の基本構成 新旧対照表【参考案】

平成30年度～令和5年度 (旧)	令和6年度～令和10年度 (新)
<p>○はじめに</p> <p>○目次</p> <p>○序章『計画の策定にあたって』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画期間 4 進行管理 <p>○第1章『教育を取り巻く環境の変化』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人口減少社会の到来・少子化の進行 2 超高齢化社会の到来 3 グローバル化の進展 4 公共施設の老朽化 5 地域・家庭の状況の変化 <p>○第2章『基本理念と施策の体系』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 基本理念の目指す教育の姿 3 施策の体系 <p>○第3章『施策の展開』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会を生きるための力の育成 <ol style="list-style-type: none"> (1)確かな学力の育成 (2)豊かな心の育成 (3)健やかな体の育成 2 学びのセーフティネットの構築 <ol style="list-style-type: none"> (1)就学前教育・高等学校教育の支援 (2)多様なニーズに応じた教育の充実 (3)経済的支援の充実 3 学校教育をめぐる環境の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1)教職員支援体制の充実 (2)教育環境の充実 (3)学校・家庭・地域の連携・協働の充実 	<p>○はじめに</p> <p>○目次</p> <p>○序章『計画の策定にあたって』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 4 進行管理 <p>○第1章『教育を取り巻く環境の変化』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予測困難な社会環境 2 少子高齢化の急速な進行 3 DX社会の進展 4 地域・家庭の状況の変化 <p>○第2章『基本理念と施策の体系』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 基本理念の目指す教育の姿 3 施策の体系 <p>○第3章『施策の方向性と今後の展開』(仮)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 持続可能な社会を創る人材育成(仮) 2 学びの機会を確保する教育支援(仮) 3 教育の質の向上に向けた環境整備(仮)

八戸市教育振興基本計画の基本構成 新旧対照表【参考案】

<p>4 生涯を通じて学べる環境の充実 (1)多様な学習機会の提供 (2)社会教育施設の整備</p> <p>5 文化財等の保護の推進 (1)文化財の保存活用 (2)歴史記録の保存活用</p> <p>○第4章『参考資料』</p> <p>1 八戸市教育振興基本計画策定の経緯 2 八戸市教育振興基本計画策定委員会委員名簿</p>	<p>4 生涯を通じて学び、活躍できる環境整備(仮)</p> <p>5 文化財等の保護及びPRの推進(仮)</p> <p>○第4章『参考資料』</p> <p>1 八戸市教育振興基本計画策定の経緯 2 八戸市教育振興基本計画策定委員会委員名簿</p>
---	---

【骨子（案）】

**第3期八戸市教育振興基本計画
（令和6年度～10年度）**

【骨子（案）】

はじめに

目次

序章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 進行管理

第1章 教育を取り巻く環境の変化（案）

- 1 予測困難な社会環境
- 2 少子高齢化の急速な進行
- 3 DX社会の進展
- 4 地域・家庭の状況の変化

第2章 基本理念と施策の体系

- 1 基本理念
- 2 基本理念の目指す教育の姿
- 3 施策の体系

第3章 施策の方向性と今後の展開（案）

- 1 持続可能な社会を創る人材育成
- 2 学びの機会を確保する教育支援
- 3 教育の質の向上に向けた環境整備
- 4 生涯を通じて学び、活躍できる環境整備
- 5 文化財等の保護及びPRの推進

第4章 参考資料

- 1 八戸市教育振興基本計画策定の経緯
- 2 八戸市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

附属資料

- ・ 主要事業一覧

はじめに

計画策定にあたって、教育委員会からの抱負と御礼の文章を掲載する。

序章 計画の策定にあたって

計画の概要と策定の背景について掲載

1 計画策定の趣旨

- 平成 18 年 12 月に改正された教育基本法において、国・地方公共団体は教育振興のための計画を定めるよう努めなければならないことが規定されました。本市においては、平成 15 年に伴い、教育の振興
 - 教育を取り
 - 子化の進
- 今後の検討
- 社会の到来、少
地域・家庭の
状況の変化が生じている中、第 1 期基本計画が平成 29 年度で計画期間が満了することから、新たに第 2 期八戸市教育振興基本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

- この計画は、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育基本法第 17 条第 2 項）とするとともに、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3）を実現させるものとして策定します。
- また、八戸市総合計画を上位計画として補完・充実させるとともに、教育に関連する各種計画との整合及び連携を図ります。

3 計画期間

- この計画の期間は、令和 6 年度（2024）から令和 10 年度（2028）までの 5 年間とします。

4 進行管理

- 本計画の着実な推進を図るため、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、PDCA サイクル による適切な進行管理を行います。
- なお、事業の評価や社会の変化を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。

第1章 教育を取り巻く環境の変化

国や市の実情に合わせて掲載

- 1 予測困難な社会環境（案）
 - ・コロナ禍の影響による、社会生活の変化
 - ・国際情勢の不安定化
 - ・異常気象等の環境変化 など 教育振興に影響がある事項について記載。
- 2 少子高齢化の急速な進行（案）
 - ・国全体及び当市における、少子高齢化の進行状況について記載。
- 3 DX社会の進展（案）
 - ・社会全体で進行しているDX化、グローバル化等の状況について記載。
- 4 地域・家庭の状況の変化（案）
 - ・子どもたちの教育に関する地域の実情、家庭環境等の変化について記載。

今後の検討

第2章 基本理念と施策の体系

1 基本理念 「夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸」

- ・「夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸」は、平成12年に学校教育の基本理念として掲げられ、平成15年に策定された「八戸市教育プラン」においては、八戸市の教育全ての分野における基本理念とされました。第1期教育振興基本計画においても基本理念とし、「生きる力」の源となる「夢」、人と人との絆を結ぶ「ふれあい」、郷土「八戸」に対する誇りと愛着を育む教育の実現のために様々な施策に取り組んでまいりました。
- ・「生きる力」の源となる「夢」、人と人との絆を結ぶ「ふれあい」、郷土「八戸」に対する誇りと愛着を育むことは、教育における普遍的な使命であり、第2期八戸市教育振興基本計画においても、「夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸」を八戸市の教育の基本理念とします。

2 基本理念の目指す教育の姿

- ・第2期八戸市教育振興基本計画においては、「生きる力」の源となる「夢」、人と人との絆を結ぶ「ふれあい」、郷土「八戸」に対する誇りと愛着を踏まえて、基本理念の目指す教育の姿を次のとおりとします。

自ら学び、心身ともに豊かに生きる教育

- ・「生きる力(確かな学力、豊かな心、健やかな体)」を育み、命を大切にする教育に取り組むとともに、生涯学習の推進を図ります。

郷土を愛し、郷土とともに生きる教育

- ・郷土に対する誇りと愛着を育み、様々な人と協働し、地域の担い手となる教育に取り組めます。

3 施策の体系

- ・第2期八戸市教育振興基本計画においては、基本理念及び基本理念の目指す教育の姿を踏まえた施策を、大施策、中施策、小施策の3つの階層で体系的に整理しています。
- ・大施策は基本となる施策であり、大施策ごとに現状と課題を示し、そこから必要とされる施策の方向性を中施策とし、中施策実現のために実施する施策を小施策として掲載しています。

表記内容については、[今後検討](#)

第3章 施策の方向性と今後の展開（案）

大施策1 【案】持続可能な社会を創る人材育成
・現状と課題

中施策(1) 【案】確かな学力の育成
・施策の方向性

小施策① 【仮】授業の充実
・施策の概要

※施策名等は今後の作業内で検討

大施策2 【案】学びの機会を確保する教育支援
・現状と課題

中施策(1) 【案】多様な教育ニーズへの対応
・施策の方向性

小施策① 【仮】特別支援教育の充実
・施策の概要

※施策名等は今後の作業内で検討

第4章 参考資料

- 1 八戸市教育振興基本計画策定の経緯
 - ・策定委員会、検討委員会等の策定体制の説明
 - ・パブリックコメントの実施
 - ・策定スケジュール（経過）
- 2 八戸市教育振興基本計画策定委員会委員名簿
 - ・委員名簿

用語については、各ページで解説する。ただし、できるだけ専門用語は避ける。

目標 (大施策)	施策の方向性 (中施策)	施策の展開 (小施策)	点検評価事業(R4実施)	担当課	第2期計画 掲載事業	総合 計画	未来共創 2023
社会を生きるための 力の育成	確かな学力の育成	授業の充実	学校訪問(計画訪問・要請訪問)	教育指導課	◎		
			学力実態調査の活用	教育指導課	◎		
			理科観察実験支援事業	総合教育センター	◎		
			教材等研究委員制度	総合教育センター	◎		
		校種間連携の推進	幼稚園・保育所(園)・認定こども園と小学校との連携推進事業	教育指導課	◎	◎	◎
			小・中学校ジョイントスクール推進事業	教育指導課	◎		
			地域密着型教育推進事業	教育指導課	◎		◎
			国際理解教育・英語教育推進事業	総合教育センター	◎	◎	◎
			青少年派遣交流事業	教育指導課	◎		◎
	国際理解教育・英語教育の推進	教員海外派遣交流事業	教育指導課	◎			
		学校訪問(要請訪問)	教育指導課	◎			
	豊かな心の育成	道徳教育の充実	学校飼育動物ネットワーク支援事業	教育指導課	◎		
			いのちを育む教育アドバイザー事業	教育指導課	◎		
			学校図書館支援事業	教育指導課	◎	◎	◎
		読書教育の推進	学校図書館ネットワーク事業	総合教育センター	◎	◎	
			ブックスタート事業	図書館	◎		
			マイブック推進事業	教育指導課	◎	◎	
		体験学習の推進	「ひらく・楽しむ」新聞活用事業	教育指導課	◎	◎	
			広域的体験学習支援事業	教育指導課	◎	◎	◎
			青少年の地域活動の推進事業	教育指導課	◎		
			さわやか八戸グッジョブ・ウィーク推進事業	教育指導課	◎		
			南部藩ゆかりの都市との交流事業	教育指導課	◎	◎	
			青少年海外派遣交流事業	教育指導課	◎		
		防災教育の推進	防災教室支援事業	教育指導課	◎	◎	
			防災ノート活用事業	教育指導課	◎	◎	
		情報安全教育の推進	インターネットトラブル防止教室	教育指導課	◎		
			情報モラルに関する研修講座	総合教育センター			
健やかな体の育成		学校保健・食育の充実	情報化推進事業	総合教育センター	◎	◎	
			学校保健委員会の設置・活用	学校教育課	◎		
	栄養教諭・学校栄養職員の派遣・活用		学校教育課	◎	◎		
	給食センターを活用した食育研修会		学校教育課	◎			
	体力の向上	学校給食事業	学校教育課	◎			
		学校訪問	学校教育課				
		「八戸市児童生徒の健康と体力」の刊行	学校教育課	◎	◎		
		私立幼稚園補助金制度	学校教育課	◎	◎		
		私立幼稚園教員研修費補助金制度	学校教育課	◎	◎		
学びのセーフティネットの構築	就学前教育・高等学校教育の支援	私立高等学校助成補助金制度	学校教育課	◎	◎		
		特別支援教育アシスト事業	こども支援センター	◎	◎	◎	
	特別支援教育の充実	特別支援教育体制整備事業	こども支援センター	◎	◎		
		特別支援教育看護支援員配置事業	こども支援センター	◎	◎		
		特別支援教育推進事業	こども支援センター	◎	◎		
		いじめの問題に対する取組	教育指導課	◎			
		教育相談・適応指導教室事業	こども支援センター	◎	◎		
		スクールソーシャルワーカー活用事業	教育指導課	◎	◎		
	多様なニーズに応じた教育の充実	多様な対応が必要な子どもへの支援	日本語教育支援事業	学校教育課	◎	◎	
			少年相談センター事業	教育指導課	◎	◎	
			スクールの健全育成	教育指導課	◎	◎	
	経済的支援の充実	奨学金事業の充実	八戸市奨学金制度	学校教育課	◎	◎	
			教職員研修事業	総合教育センター	◎	◎	◎
	学校教育をめぐる環境の充実	教職員支援体制の充実	学校訪問(計画訪問・要請訪問)	教育指導課	◎		
			教職員の校務の支援	校務支援システムの活用の推進	総合教育センター	◎	
教育環境の充実			学校施設の長寿命化の推進	教育総務課	◎		
		小・中学校適正配置事業	学校教育課	◎			
		小・中学校冷房設備設置事業	教育総務課		◎	◎	
教育の情報化の推進		ICT環境の整備	総合教育センター				
		教職員のICT活用指導力の向上	総合教育センター	◎			
		地域密着型教育推進事業	教育指導課	◎	◎		
		地区公民館を核とした地域コミュニティ活動の促進	社会教育課	◎	◎		
学校・家庭・地域の連携・協働の充実		小・中学校ジョイントスクール推進事業	教育指導課	◎	◎		
	社会教育課		◎	◎			
	家庭の教育力の向上	家庭の教育力充実事業	総合教育センター 図書館 博物館	◎	◎		

目標 (大施策)	施策の方向性 (中施策)	施策の展開 (小施策)	点検評価事業(R4実施)	担当課	第2期計画 掲載事業	総合 計画	未来共創 2023
生涯を通じて学べる 環境の充実	多様な学習機会の提供	多様な学習機会の提供	八戸市民大学講座	社会教育課	◎	◎	
			放送大学支援事業	社会教育課	◎	◎	
			公開講座開催促進事業	社会教育課	◎		
		社会教育施設による講座・展覧会等の開催①	公民館講座の開催	社会教育課	◎	◎	
			ICT講習会の開催	社会教育課 総合教育センター	◎	◎	
			図書館の利用促進	図書館	◎		
			是川縄文館各種展覧会・体験講座等開催事業	是川縄文館	◎	◎	
		社会教育施設による講座・展覧会等の開催②	博物館・南郷歴史民俗資料館各種展覧会・体験講座等開催事業	博物館	◎	◎	
			学校出前講座の開催	是川縄文館 総合教育センター 図書館 博物館	◎		
			児童科学館各種体験活動	総合教育センター	◎		
	青少年のための科学の祭典		総合教育センター	◎			
	図書館の利用促進		図書館	◎			
			「調べる学習コンクール」の開催	図書館	◎	◎	
	社会教育施設の整備	社会教育施設の整備	教育施設の長寿命化の推進	社会教育課 是川縄文館 図書館 博物館	◎		
文化財等の保護の推進	史跡の整備活用の推進	是川縄文の里整備事業	是川縄文館	◎	◎		
		北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録の推進	是川縄文館 社会教育課	◎			
		史跡等環境整備事業	社会教育課 是川縄文館 博物館	◎	◎		
		史跡根城の広場の活用事業	博物館	◎			
		文化財の保存活用の推進	収蔵資料の保存・活用	是川縄文館 博物館	◎		
		浜小屋及び漁撈民俗資料の保存・広報事業	博物館	◎			
		文化財の指定	社会教育課				
	文化財・名勝等の保護管理の充実	名勝種差海岸の保護管理事業	社会教育課	◎	◎		
		指定文化財管理事業	社会教育課	◎	◎		
		天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」保護事業	社会教育課	◎	◎		
	民俗芸能等の保存継承の推進	無形民俗文化財後継者養成事業	社会教育課	◎			
		民俗芸能のタペ開催事業	社会教育課	◎	◎		
		八戸三社大祭ユネスコ無形文化遺産登録PR事業	社会教育課	◎	◎		
	考古等の資料・遺跡の調査研究の充実	八戸地方えんぶり調査事業	社会教育課				
		発掘調査事業	是川縄文館	◎	◎		
		研究紀要の発行	是川縄文館 博物館	◎			
	歴史記録の保存活用	古文書の整理・解説の推進	図書館	◎	◎		
		歴史資料の収集・整理・保存・活用	図書館	◎			
		史跡等標示事業	社会教育課	◎	◎		
		先人周知事業	社会教育課	◎	◎		

上記以外の計画事業	担当課	総合 計画	未来共創 2023
学校給食における地産地消の推進	学校教育課	◎	
こころのプロジェクト「夢の教室」事業	教育指導課	◎	
視聴覚センター各種体験活動	総合教育センター	◎	
GIGAスクール構想推進事業	総合教育センター	◎	◎
児童生徒体育文化活動振興事業	学校教育課	◎	
保健体育事業	学校教育課	◎	
通学支援事業	学校教育課	◎	
要・準要保護児童生徒扶助費	学校教育課	◎	
小・中学校スポーツ・文化的活動支援事業	学校教育課	◎	◎
特別支援教育就学奨励費	学校教育課	◎	
教育支援事業	こども支援センター	◎	
移動図書館運営事業	図書館	◎	
成人式開催事業	社会教育課	◎	
文化財の保存・活用事業	社会教育課	◎	
文化財保護管理事業	社会教育課	◎	
八戸圏域文化財魅力発信事業	社会教育課	◎	
埋蔵文化財の保存・活用事業	是川縄文館	◎	
文化財の収集・保存・調査	博物館	◎	
指定・認定文化財保存活用事業	博物館	◎	
無形民俗文化財後継者養成事業	社会教育課	◎	
児童科学館改修事業	総合教育センター		◎

＜令和5年度 八戸市教育振興基本計画策定スケジュール(案)＞

時 期	経 過	内 容
7月25日	第1回【検討】委員会	策定方針・レイア外の検討
7月XX日	◆ワーキングチーム	事業の洗出し
8月8日	第1回【策定】委員会	委嘱状交付 策定方針・レイア外案審議
8月中旬	◆ワーキングチーム	事業内容の照会
10月上旬	第2回【検討】委員会	【素案】の作成
10月中旬	策定委員に【素案送付】	
10月下旬	第2回【策定】委員会	【素案】の審議
10月下旬 (定例会後)	教育委員との打合せ	【素案】説明、意見聴取
11月上旬	第3回【検討】委員会	【一次案】の作成
11月中旬	策定委員に【一次案送付】	
11月下旬	第3回【策定】委員会	【一次案】の審議
12月上旬	パブリックコメント	
12月下旬 (定例会後)	教育委員との打合せ	【一次案・パブリックコメント】 説明、意見聴取
1月上旬	第4回【検討】委員会	【最終案】の作成
1月上旬	策定委員に【最終案送付】	
1月中旬	第4回【策定】委員会	【最終案】の審議
1月下旬 (定例会後)	教育委員との打合せ	【最終案】説明、意見聴取
2月下旬 (定例会)	教育委員会定例会	基本計画の決定
3月上旬	市議会定例会	基本計画の提出・公表

第3期八戸市教育振興基本計画 策定委員会 委員名簿

氏名	所属
ねじょう たかゆき 根城 隆幸	八戸学院大学 教授
とだやま みどり 戸田山 みどり	八戸工業高等専門学校 嘱託教授
やまにし こうこ 山西 幸子	八戸市私立幼稚園協会
しまうら やすし 島浦 靖	八戸市小学校長会 理事
ささき ひろえ 佐々木 宏恵	八戸市中学校長会 事務局長
とみおか ともなお 富岡 朋尚	八戸市連合父母と教師の会 会長
かわもと なおこ 川本 菜穂子	科学であそび隊 代表
ふじた としお 藤田 俊雄	元八戸市立図書館 館長
うえむら あやこ 上村 綾子	公募

任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。